

市営住宅の入居者を募集します

■受付期間 8月25日(金)～9月9日(金)
■問い合わせ・申込先 本庁建築住宅課住宅係（内線 542・543）
※申込書は本庁建築住宅課で配布

区	住宅名	所在地	構造・室数	戸数	家賃（円）	募集する住居の状況
水沢	松堂住宅	佐倉河字松堂	中耐4階建・3DK	1	16,200～24,100	1階
	赤土田住宅	字赤土田	中耐4階建・3DK	3	15,400～22,900	1・2・3階
	川端住宅	字川端	中耐4階建・3DK	2	11,600～19,100	1・3階（単身可）
	ひばりが丘住宅	字川端	中耐4階建・3DK	2	18,400～28,000	2階
	北余目住宅	姉体町字北余目	簡耐平屋建・2K	2	4,500～6,800	単身可
胆沢	蓬平住宅	南都田字蓬平	木造平屋建・3DK	1	18,900～28,200	

※「中耐」は中層耐火構造、「簡耐」は簡易耐火構造

不動産を入札でお売りします

市が保有する土地を一般競争入札で売却します。

物件番号	所在地	地目	面積	予定価格
1	前沢区字鶴ノ木 12 番 70	雑種地	366.18㎡	1,966,752 円

○予定価格以上で、最高額の入札者を落札者とします。
○入札時には入札金額の 100 分の 3 以上の入札保証金が、契約時には落札金額の 100 分の 5 以上の契約保証金が必要です。

- ◆入札日時 9月21日(金)午前10時～
- ◆入札場所 市役所3階小会議室
- ◆入札参加申込期間 8月25日(金)～9月14日(金)
- ◆問い合わせ・申込先 本庁財産運用課管財係（内線 329）

■見逃さないで！ 体のサイン

特定健診（メタボ健診）の結果に応じて、結果通知に「特定保健指導」の案内を同封しています。対象となるのは内臓脂肪型肥満と判定される人で、血糖や血圧が高いなど追加リスクを抱える人です。通知を受け取った人は、ぜひこの機会に保健師、管理栄養士

内臓脂肪型肥満の判定	追加リスク	その他
次のいずれかに該当する場合は内臓脂肪型肥満 ①腹囲が基準以上（男性85cm・女性90cm） ②BMIが25以上 ※BMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）	1つ以上該当するときはリスクあり ①血糖が高い ②中性脂肪が高い、HDLコレステロールが低い ③血圧が高い	40～64歳で、追加リスクが多い人や喫煙歴がある人は、積極的支援の対象

と取り組みやすい生活習慣改善の方法を考えてみませんか？

■まずはご連絡ください

健診結果は、あなたの体の生活習慣病の発症の危険を知らせてくれています。25年度の特定保健指導を受けた人の多くが、体重や腹囲が減少するなど、内臓脂肪型肥満の改善が見られました。

〈簡単3ステップ！ 特定保健指導の受け方〉

①結果通知に同封されている個別相談会の案内を読んで、相談会を予約

②「生活の振り返り・2日間の食事記録票」を記入し予約日に持参

③保健師や管理栄養士から健診結果と身体の状態について説明を受け、一緒に目標と生活習慣の改善計画を考える

※6カ月後に、健康状態や生活習慣を確認

■問い合わせ＝水沢保健センター(☎③4511)

一時的に納付できないときのために 市税の猶予制度があります

平成27年度の地方税法の改正で、地方税における猶予制度が見直されました。これを受けて、市税においても納税者の申請による換価の猶予制度を28年4月1日から実施しています。

■問い合わせ＝本庁納税課滞納対策室（内線 344）

◎換価の猶予

市税を納付することにより、事業の継続または生活の維持が困難になる恐れがあるなどの一定の要件に該当するときは、その市税の納期限から6カ月以内に申請することにより、1年の範囲に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

ただし、申請する市税以外に滞納している市税がある場合は、原則として換価の猶予は認められません。

●換価とは…差押えた財産を売却し、滞納となっている税金に充てる滞納処分のこと

◎徴収の猶予

次のような理由により市税を一時に納付できないときは、申請することにより、1年の範囲に限り、徴収

- （納税）の猶予が認められる場合があります。
- ①災害、病気、事業の休廃止、事業上の著しい損失などが生じたとき
 - ②納付すべき税額が修正申告などにより、本来の納期限を1年以上経過した後で確定したとき

猶予が認められると…

- ・財産差押えや換価（売却）が猶予
- ・猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除

※猶予を受けた市税は原則として猶予期間中に分割して納税する必要があります

山村活性化支援対策の取り組み

市は、国の山村活性化支援交付金を活用し、「振興山村」の衣川区で農林水産業を核とした地元の所得・雇用の増大に向けて取り組んでいます。今回は27年度の取り組みについて公表します。

■問い合わせ＝衣川総合支所産業振興課（内線 215）

- 事業名 都市農村共生・対流総合対策交付金（山村活性化支援対策）事業
- 事業期間 28年2月8日～3月31日
- 事業目的 地域の所得の向上を図るため、次のことに取り組む ①農産物・地域資源のブランド化 ②関係者の組織化 ③都市部との交流
- 事業の評価 専門家の意見を参考に、地域住民が衣川の農産物・地域資源（景観、郷土芸能など）およびその有効性を再認識することができた。活用に向けた組織作りについて、協議が開始された。

農産物の商品化などの検討を進め、地域の所得向上を図るきっかけづくりができた。



川西念仏剣舞



ハトムギ

取り組み内容	
地域資源調査（3月14日） ◎講演「衣川にある豊かな農産物と食文化を再確認しよう」 ◎ワークショップ「私の畑にある野菜たち」	
地域資源有効性調査（3月18日） ◎講演「衣川地域の農産物は輝く」 ◎ワークショップ「こんなに魅力的な私たちの野菜たち」	
衣川の地域資源を活用する人たちを組織化する検討（3月22日） ◎講演「地域で力を合わせ新たな一歩を」 ◎ワークショップ「これなら売れる私野菜」	
共通 講師 中小企業診断士 佐藤 卓 氏	